

## 各学校段階における入学資格等について

	義務教育段階		高等学校	大学・短大
	小学校	中学校		
現行制度（日本国籍を有する者に適用）	保護者に対し、その子女を満六歳に達した日の翌日以後における学年の初めから就学させる義務（法 22）	保護者に対し、その子女を小学校等の課程を修了した日の翌日以後における学年の初めから就学させる義務（法 39）	①中学校等修了者（法 47） ②外国 9 年課程修了者（規 63 I） ③在外教育施設課程修了者（同 II） ④旧制度相当卒業生（同 III） ⑤中卒認定試験合格（同 IV） i) 就学義務猶予免除者（15 才以上） ii) 中学校を卒業できない見込みについてやむ得ない事情ありと文部科学大臣が認めた者 iii) 16 才以上の者 iv) 日本国籍を有しない者（15 才以上） ⑥高等学校が同等と認める者（義務教育年限超過中学校在籍者等）（同 V）	①高等学校等を卒業した者（法 56）（含：いわゆる「飛び入学」要件（規 69 V）に該当する者（法 56 の 2）） ②外国 12 年課程修了者、これに準ずる者（帰国中国残留孤児、指定インターナショナルスクール修了者等）（規 69 I） ③認定在外教育施設課程修了者（規 69 II） ④指定専修学校高等課程修了者（規 69 III） ⑤旧制度の相当卒業生、バカロレア等資格者、認定インターナショナルスクール修了者等（規 69 IV） ⑥高卒認定試験合格者（規 69 V）※満 16 歳以上の者 ⑦大学が個別の入学資格審査により同等学力と認める者で 18 歳に達したもの（規 69 VII）
就学猶予免除者	・相当学年編入（規 43）	× 不可（小学校修了必要）	・入学可（上記⑤（⑥））	・入学可（上記⑥⑦）
外国人学校等在籍者	・相当学年編入	× 不可（小学校修了必要）	・入学可（上記⑤） ※「やむを得ない事情」以外は 16 歳～	・入学可（上記②⑤⑥⑦）
帰国子女	・入学可 ・相当学年編入（33 年行政実例）	・入学可 ・相当学年編入（33 年行政実例）	・入学可（上記②③⑤）	・入学可（上記②③⑤⑥⑦）
<b>外国籍を有する者（出身国、地域による取扱いに差異はない。）</b>				
日本在住者	1 条校在籍者	・入学可（40 年通達*）	・入学可（40 年通達*）	・入学可（上記①）
	外国人学校等在籍者	・相当学年編入（40 年通達*）	× 不可（小学校修了必要）（40 年通達*）	・入学可（上記⑤）
日本に入国した者	・入学可 ・相当学年編入（H3 通知**）	・入学可 ・相当学年編入（H3 通知**）	・入学可（上記②⑤）	・入学可（上記②③⑤⑥⑦）

\* 40 年通達は、在日韓国人・朝鮮人を対象としたものであるが、実態としてその他の外国籍を有する者についても同様の取扱いとするよう指導等を行っている。

\*\* H3 通知は、就学案内の発給等について、在日韓国人以外の外国人の取り扱いについても、在日韓国人に対する取り扱いに準じたものとするを通知したもの。